

【書式7】和解書

和 解 書

アイミス株式会社を甲、永年刈田を乙とし、甲乙間において次のとおり和解する。

- 1 甲は乙に対し、甲乙間の 年 月 日締結の継続的金銭消費貸借契約（会員番号 - - ）に基づく過払金の返還として、金35万円の支払義務のあることを認める。
- 2 甲は乙に対し、上記金額を 年 月末日限り、下記乙名義の銀行口座に一括で振り込む方法で支払う。  
銀行 名古屋南支店 普通預金  
口座番号 1230xxx  
口座名義 永年刈田
- 3 甲が前項の支払いを怠ったときは、年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 甲が第1項の金員を支払ったときは、乙は甲に対するその余の請求を放棄する。
- 5 甲及び乙は、本和解書に定めるほか、何ら債権債務の存在しないことを確認する。
- 6 乙は、甲から第1項の支払いを受けた後、名古屋簡易裁判所平成17年(八)第号不当利得返還等請求訴訟を取下げ、甲はその取下に同意する。
- 7 甲及び乙は、本和解の成立を証するため、本和解書を2通作成し、各々1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区 4丁目5-6 金満ビル3階  
アイミス株式会社  
代表取締役 タケミ・スティーブン

乙 愛知県名古屋市再生区過払1丁目2-3  
永年刈田